

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**規 則**

○福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 五三

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 五三

**告 示**

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五五

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五五

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五五

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五五

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 五五

○保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五五

○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五五

## 規 則

福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十号

#### 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

福島県食品衛生法施行細則（昭和三十三年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「は、製品検査命令による検査申請書（第二号様式 とする）」を「の様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「は、健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票（第三号様式 とする）」を「の様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「は、食品衛生管理者選任（変更）届（第四号様式 とする）」を「の様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（第五号様式 とする）」を「の様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「施行規則」の下に「第六十七条の二第一項、」を加え、「は、地位承継届（第六号様式 とする）」を「の様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項本文中「同項の規定による営業許可を受けた旨の令達文（福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第十五号）別表第三に規定する例式第五）」を「当該許可の許可年月日、指令番号及び有効期間、営業の種類、営業所の所在地、営業所の名称（屋号又は商号）並びに営業者の氏名（法人にあつては、その名称）が記載された書面」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条を第九条とする。

第十一条中「は、営業許可申請書・営業届（変更）（第七号様式 による）」を「に係る様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「は、営業許可申請書・営業届（廃業）（第八号様式 による）」を「に係る様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「は、自主回収届（着手／変更／終了）（第九号様式 による）」を「に係る様式は、知事が別に定める」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

第一号様式から第九号様式までを削る。

### 附 則

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県食品衛生法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

### 福島県規則第五十一号

#### 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「当該各号」を「知事が別」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 法第三条の規定による許可の申請
- 二 法第六条第一項の規定による許可の申請
- 三 法第六条第三項の規定による届出
- 四 法第七条第二項の規定による届出
- 五 法第十二条第六項の規定による届出
- 六 法第十四条の規定による届出
- 七 法第十五条第一項から第三項までの規定による検査の申請
- 八 法第十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請
- 九 法第十六条第七項の規定による報告
- 十 法第十六条第八項の規定による届出
- 十一 法第十七条第一項第四号の規定による届出様式第一号から様式第十一号までを削る。

附則

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、それぞれ改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定に基づき提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

告示

福島県告示第七百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所在地	指定年月日
新開歯科医院		相馬市中村字多川町六一	令和五年一〇

クスリのアオキ二本松薬局	二本松市油井字内走石二〇番地一	同日
合同会社 終 ONE&ONE Eこころの訪問看護ステーション	南相馬市鹿島区西町二丁目一五二	同年一〇月一日
吉田歯科クリニック	西白河郡中島村大字二子塚字前田一七番地の一〇	同日

（社会福祉課）

福島県告示第七百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

科	名称		所在地
	変更前	変更後	
医療法人掛田中央内	ゆう愛クリニック	伊達市霊山町掛田字西裏四九番地一	

（社会福祉課）

福島県告示第七百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
新開歯科医院	相馬市中村字多川町六一	令和五年九月三〇日
デンティスト ワタナベ	二本松市若宮二一六四一三	同年八月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
グループホーム上志宝台	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝台七三	医療法人久慈会	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝台七三	令和五年一月一日	認知症対応型共同生活介護

(社会福祉課)

福島県告示第七百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年十二月二日救急病院として認定した。

令和五年十二月五日

名称

所在地

福島県知事

内堀 雅雄

認定有効期限

福島県厚生農業協同組合連合会

大沼郡会津美里町字高田甲二

令和八年二月一日

会高田厚生病院

九八一番地

(地域医療課)

福島県告示第七百十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年十二月五日救急病院として認定した。

令和五年十二月五日

名称

所在地

福島県知事

内堀 雅雄

認定有効期限

北福島医療センター

伊達市箱崎字東二三番地一

令和八年二月四日

(地域医療課)

福島県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を植葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

株式会社日本勧業銀行 株式会社福島県農工銀行

二 通知の内容の要旨

1 保安林に指定したこと。

2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする件（令和五年福島県告示第六百三十三号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を国見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

佐藤一郎 佐藤永七 高原正夫 阿部林右工門 佐藤幸初 菅井匡尾 仲野清蔵

安積貞 高橋房次郎 紺野忠蔵 仲野国男 一條善八 黒田長明 高鶴ヤス 渡辺喜一郎 阿部幸雄 渡辺アキ 小鹿春治 安彦松三郎 仲野市太郎 紺野トミ子 渡部

- 易蔵 若林一次郎 佐藤ギン 仲野榮太郎 佐藤一男 佐藤直七 佐藤喜四郎 仲野周蔵 横山隆 横山シカ 鈴木善次郎 後藤重一 蓬田助次 渡辺正五郎 渡辺仙太郎 紺野正夫 後藤長之助 高橋源治 一條長七 阿部利八
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第六百五十号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）